

○厚生労働省令第百七十三号  
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十五条の規定に基づき、障害者自立支援法に基づき指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準を次のように定める。  
 平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫  
 障害者自立支援法に基づき指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
  - 第一節 基本方針（第二条）
  - 第二節 人員に関する基準（第三条・第四条）
  - 第三節 運営に関する基準（第五条―第三十条）

附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。
  - 二 サービス利用計画 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号、以下「法」という。）第五十七条第二号に規定するサービス利用計画をいう。
  - 三 支給決定 法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。
  - 四 支給量 法第二十二條第四項に規定する支給量をいう。
  - 五 受給者証 法第二十二條第五項に規定する受給者証をいう。
  - 六 支給決定の有効期間 法第二十三條に規定する指定障害者支援施設をいう。
  - 七 指定障害者支援施設 法第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。
  - 八 指定障害福祉サービス等 法第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。
  - 九 指定障害福祉サービス事業者等 法第二十九條第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。
  - 十 計画作成対象障害者等 法第三十二條第一項に規定する計画作成対象障害者等をいう。
  - 十一 指定相談支援事業者 法第三十二條第一項に規定する指定相談支援事業者をいう。
  - 十二 指定相談支援 法第三十二條第一項に規定する指定相談支援をいう。
  - 十三 法定代理受領 法第三十二條第三項の規定により計画作成対象障害者等が指定相談支援事業者に支払うべき指定相談支援に要した費用について、サービス利用計画作成費として当該計画作成対象障害者等に支給すべき額の限度において、当該計画作成対象障害者等に代わり、当該指定相談支援事業者を支払われることをいう。
- 第二章 指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
- 第一節 基本方針
- 第二条 指定相談支援の事業は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- 第三条 指定相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 第四条 指定相談支援の事業は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立つて、当該利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。

4 指定相談支援事業者は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。

5 指定相談支援事業者は、自らその提供する指定相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者）

第三条 指定相談支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定相談支援事業所」という。）ことに専らその職務に従事する相談支援専門員（指定相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、指定相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

（管理者）

第四条 指定相談支援事業者は、指定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第三節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第五条 指定相談支援事業者は、計画作成対象障害者等が指定相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第十九条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定相談支援事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（契約内容の報告等）

第六条 指定相談支援事業者は、指定相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

2 指定相談支援事業者は、サービス利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出しなければならない。

（提供拒否の禁止）

第七条 指定相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定相談支援の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第八条 指定相談支援事業者は、指定相談支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定相談支援事業所が通常時に指定相談支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定相談支援を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の指定相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

第九条 指定相談支援事業者は、指定相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、サービス利用計画作成費の支給対象者であること、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。

第十条 指定相談支援事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う支給決定の申請について、必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第十一条 指定相談支援事業者は、当該指定相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。